

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次茂廣

被告 株式会社

第12準備書面

令和3年11月10日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

(担当) 同



被告準備書面11に対する反論

1 本件プログラム1及び本件プログラム2について

被告は、本件プログラム1及び本件プログラム2について、プロパティ等で現場名や工事名、当該現場で用いるレコーダーの台数、警報メールの送信先である担当者メールアドレス、作業内容等を任意で入力していることから、複数の現場で使用することに関して黙示の許諾があったと主張する。

しかしながら、原告第11準備書面第2（4頁以下）でも述べたとお

り、本件プログラム1及び本件プログラム2は、現場が発生する度に被告が費用を支払うことを前提として、他の現場でも使用する可能性があったことから、被告が上記のような仕様で原告に発注していたのであり、複数の現場で用いることについて黙示の許諾があったのではない。また、任意で設定することができる箇所があっても、そもそも自由に複製をすることができないのが原則であるため、当然に複数の現場で利用することを承諾していたことにならない。

2 本件プログラム4及び本件プログラム5について

被告は、本件プログラム4及び本件プログラム5について、プロパティ設定画面はないものの、現場の状況に応じて設定することができる部分があるため、複数の現場で利用することについて黙示の許諾があったと主張する。

この点、上述1のとおり、当該プログラムに設定することができる箇所が含まれていたからといって、そもそも自由に複製することができないのが原則であり、当然に複数の現場で使用されることが前提とされていたことにならない。従前から主張しているとおり、被告は同様のプログラムを現場が発生する毎に新たな業務として依頼しており、請求書等で現場名や業務番号も特定されていることから、原告と被告の間にはプログラムを複数の現場で利用することについて黙示の許諾はない。

なお、本件プログラム5は、原告がプログラム開発及びデバッグに使用するために作っていたテスターツールであり、そもそも被告に納品するために作ったものではないため、原告の指示の無い使用を許諾していない。被告は原告が本件プログラム5を制作した平成14年以降、何らかの業務で原告が使用していた本件プログラム5の存在を知り、勝手に複製や改変をして使用しているものである。

3 以上より，原告の黙示の許諾は存在しない。

以 上